

◎諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（山本浩平君） 日程第 13、諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 諮問第 1 号であります。人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

平成 25 年 12 月 13 日提出。白老町長。

住所、白老郡白老町字石山 39 番地 438。氏名、但馬まや。生年月日、履歴については記載のとおりでございます。履歴調書の詳細の朗読は省略いたしますが、公職歴、平成 23 年 4 月から人権擁護委員ということで、現在も人権擁護委員でございます。団体歴としては平成 25 年 4 月から N P O 白老消費者協会の事務局長を現在もしております。

なお、白老の人権擁護委員につきましては、今現在 5 名おられまして、そのうちの 1 名の但馬まやさんの任期が平成 26 年 3 月 31 日で任期満了となるということで、今議会で意見をいただいて推薦を申し上げたいというふうに思っております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案理由の説明が終わりました。

この件について質疑に入ります。質疑のございます方はどうぞ。

7 番、西田祐子議員。

○7 番（西田祐子君） 済みません、つまらないことを聞きます。任期は何年かということと、残りの 4 名の方、その方々の任期はそれぞれいつまでか。それだけお伺いしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） まず、任期につきましては 3 年でございます。

それと、他の委員の任期につきましては、2 名の方が 26 年 9 月 30 日まで、残りの 2 名の方が 28 年 3 月 31 日まで。今回、但馬さんが、先ほども言いましたけれども、26 年 3 月 31 日ということで、4 月 1 日から 3 年間という任期でございます。

○議長（山本浩平君） ほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

次に、この件につきまして意見があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） それでは、お諮りいたします。

諮問第1号については、適任ということでご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）　ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号については、適任という意見を付することに決定いたしました。